

新たな市民会館のあり方検討事業支援業務委託 簡易公募型プロポーザル実施要領

1. 実施目的

小山市が実施する「新たな市民会館のあり方検討事業支援業務委託」をより効果的、効率的に進めるため、企画提案をもとに最適な事業者を選定することを目的に、簡易公募型プロポーザルを実施する。

2. 業務概要

- (1) 業務委託名： 新たな市民会館のあり方検討事業支援業務委託
- (2) 委託箇所： 小山市内（小山駅周辺を想定）
- (3) 業務内容： 「新たな市民会館のあり方検討事業支援業務委託仕様書」のとおり
※本仕様書は現時点での予定を示したものであり、提案内容に応じて受注者と協議のうえ契約時に仕様を変更することがある。
- (4) 履行期間： 契約締結日から令和6年3月15日まで
- (5) 提案限度額： 11,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格

本プロポーザル方式に参加する事業者は、次の各号に掲げる資格要件を満たす者とする。

- (1) 法人格を有する事業者であること。
単独の事業者の他、複数の事業者により構成されたグループでの参加もできる。この場合は、グループを代表する事業者を定めること。
- (2) 参加事業者（グループで応募の場合は全事業者）は、令和5・令和6年度小山市物品購入等入札参加有資格者に登録されていること。
ただし、入札参加資格を有していない場合は、令和5年6月13日（火）までに小山市契約検査課へ小山市物品購入等入札参加資格の随時登録申請を行うこと。
- (3) 小山市建設工事請負業者指名停止基準による指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく再生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）第24条第1項に基づく再生手続開始の申立ての手続きをしている業者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団、又は参加事業者の役員が、同条第6号に掲げる暴力団員である事業者及びそれらの利益となる活動を行なう事業者でないこと。
- (7) 次のいずれかに該当する事業者であること。
 - ① 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省公示第717号）の「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者であること。
 - ② 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に掲げる一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

(8) 管理技術者は、次のいずれかに該当する者を選出すること。

- ① 「技術士（総合技術監理部門：都市及び地方計画）」「技術士（建設部門：都市及び地方計画）」の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ② 一級建築士の資格を有し、建築士法による登録を行っている者

4. 事業者選定等に係るスケジュール

内容	日程
(1) 実施要領等の公表	令和5年5月22日(月)
(2) 関連資料の閲覧	令和5年5月22日(月)～5月31日(水)
(3) 質問書の受付	令和5年5月22日(月)～5月31日(水)
(4) 質問書の回答	令和5年6月5日(月) 予定
(5) 参加表明書・ 企画提案書の受付	令和5年6月6日(火)～6月22日(木)
(6) 書類審査	令和5年6月29日(木)
(7) 審査結果の通知	令和5年7月5日(水) 予定

(1) 実施要領等の公表

- ① 公表日： 令和5年5月22日(月)
- ② 公表場所： 市ホームページ、市庁舎掲示板等に公表する。
(市ホームページ：<http://www.city.oyama.tochigi.jp/>)

(2) 関連資料の閲覧

- ① 閲覧期間： 令和5年5月22日(月)～5月31日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時～午後5時まで)
- ② 閲覧場所： 公共施設整備課(市庁舎6階)
- ③ 閲覧物： 文化センター等整備基本構想策定業務報告書(令和元年度)
※上記以外の資料(都市計画マスタープラン、立地適正化計画等)は市ホームページに掲載されているので適宜参考にすること。

(3) 質問書の受付

- ① 提出期間： 令和5年5月22日(木)～5月31日(水)
- ② 提出方法： 本プロポーザルについて質問は、質問書(様式1)に記入の上、担当者宛て電子メールにて送信すること。電話での質問は受け付けない。

(4) 質問書の回答

- ① 回答期日： 令和5年6月5日(月) 予定
- ② 回答方法： 市ホームページに公表する。個別回答は行わない。

(5) 参加表明書・企画提案書の受付

- ① 提出期間： 令和5年6月6日（火）～6月22日（木）まで
- ② 提出場所： 公共施設整備課（市庁舎6階）
- ③ 提出書類： 下表のとおりとする。

提出書類		様式	部数
参加表明書	参加表明書	様式2	原本 1部
事業者概要 ・業務実績 等に関する 書類	・事業者概要	様式3	原本 1部
	・業務実績 ホールを含む複合公共施設の基本構想又は基本計画 策定を受託した実績を提示する。		
	・業務実施体制 業務実績に記載した業務の受託に携わった技術者は どのような資格を有し、その業務にどのように携わっ たのか。また、その技術者は今回の業務にどのように携 わるかを提示する。		
	・予定管理技術者調書		
	・予定主任技術者調書		
	・添付書類（資格証明証、契約書の写し）		
	・その他（会社案内・パンフレット等）		
企画 提案書	・実施手順（実施フロー）	様式4	原本 1部 副本 6部
	・工程計画（履行期間の業務スケジュール）		
	【特定テーマ】 ① 小山市中央市民会館の利用者の意向を把握する調 査方法について提案すること。 ② 民間事業者の意向を把握する調査方法について提 案すること。 ③ 新たな市民会館に求められる機能や規模を検討す るにあたり、市の上位計画、意向調査、社会経済状況、 民間活力導入等の考え方について提案すること。		
見積書	・参考見積書		原本 1部

※ 企画提案書の副本には参加事業者名を記入しないこと。

※ 企画提案書は、特定テーマ毎に1枚のみ提出できるものとし、本様式によりがたい場合は別途添付と記載し、本様式に続けて1枚添付することができる。

- ④ 提出方法： 公共施設整備課（庁舎6階）へ持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時～午後5時まで）または郵送（書留郵便または特定記録郵便に限る。）によること。

- ⑤ 参加辞退： 参加表明書提出後に参加辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

5. 選定

(1) 審査方法

小山市が設置する審査委員会において、次項の審査基準に基づき、最高合計評価点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。また、評価点が同点の場合は、見積額の低い者を上位とする。なお、本プロポーザルにおいては、書類審査のみ実施し、面接審査（プレゼンテーション）は行わないものとする。

(2) 評価基準： 下表のとおりとする。

項目		基準	配点
事業者概要・ 業務実績等	業務実績	同種業務の実績	10
	業務実施体制	予定管理技術者の資格と実績	5
		予定主任技術者の資格と実績	5
企画提案等	業務実施方針	実施手順の妥当性	10
		工程計画の妥当性	10
	特定テーマ①	調査方法の具体性・的確性	20
	特定テーマ②	調査方法の具体性・的確性	20
	特定テーマ③	着眼点、実現性	20
合計			100

(3) 結果の通知

選定結果は、事業者へ通知するとともに、プロポーザル参加者数、選定した事業者の名称等を市ホームページに掲載する。

なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

6. 契約

選定した事業者と企画提案書の内容をもとに仕様書等の協議を行い、新たに見積書を受領し随意契約の手続きにより契約を締結する。ただし、協議が整わない場合や契約までに失格事項が判明した場合は、次点の事業者と協議を行うものとする。

7. 提案に関する留意事項

(1) 提案書に関する事項等

- ① 提出書類は返却しない。
- ② 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ③ 提出書類は本件の選考以外、提出者に無断で使用しない。
- ④ 企画提案書は1者1提案とし、提出後の差替え又は再提出は認めない。
- ⑤ 企画提案書に記載した予定管理技術者、予定主任技術者は、やむを得ない特別な事由がある場合を除き、変更できない。

- ⑥ 参加事業者が提出した書類の著作権は作成者に帰属するが、小山市は選定結果を公表する場合、その他必要と認める場合には提出書類の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- ⑦ 企画提案書作成のために閲覧した資料は、小山市の許可なく公表・使用することはできない。

(2) 失格条項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出方法、提出先、提出期限に合致しないとき。
- ② 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に合致しないもの。
- ③ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑤ その他、小山市が不適格と認めたもの。

(3) その他

- ① 公正なプロポーザルが確保できないと思われる場合、又は、適切な事業者を特定できないと判断される場合は、審査を中止することがある。
- ② この要領に定めるもののほか、必要な事項は小山市が別に定める。

8. 問い合わせ先

〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号 庁舎6階
小山市 理財部 公共施設整備課 施設整備係 担当：小山、澤村
TEL : 0285-22-9348 / FAX : 0285-22-8972
E-mail : d-kokyoseibi@city.oyama.tochigi.jp